

参加
無料

法定
割増賃金率
引き上げ

2023年4月1日施行

割増賃金の法改正 法改正実務対応徹底解説セミナー

開催日時 令和4年12月6日(火) 13:30 ~ 15:20 (開場 13:00)

参加方法 会場参加またはオンライン (Zoom)

開催場所 IPCビジネススクエア 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階
※オンライン参加の方は、セミナー開始前日までにZOOMのインストール方法・アクセス方法を記載した資料をメールにてお送りしますので、ご確認ください。

定員
40名

会場参加は
20名まで。
お申込みは、
ホームページにて
承ります。

こんなお悩みをお持ちの方はぜひご参加ください!



- ✓ 法改正の内容と企業が準備すべき対応ポイントをコンパクトに教えてほしい!
- ✓ 繁忙期やトラブル対応、短納期で対応する時は、月60時間を超える時間外労働が発生するかもしれない…
- ✓ 今更さけないけれど、割増賃金が正しく支給できているか基礎的な内容も確認したい。
- ✓ 他社の裁判事例から、トラブル防止のために企業がとるべき実務上の留意点を教えてほしい!
- ✓ 社員の健康を守るためにも残業時間を適切に管理しないといけないなあ。

当セミナーでは、改正法の実務対応を含む割増賃金に関する基礎知識について解説いたします!

開催プログラム

Part.1 13:30 ~ 14:20

「割増賃金の基礎と法改正実務対応の徹底解説」

[講師] 塩田 義宣 社会保険労務士
新潟雇用労働相談センター相談員
新潟労働基準監督署総合労働相談員

Part.2 14:30 ~ 15:20

「最新判例から学ぶ割増賃金にまつわる
トラブルの未然防止」

[講師] 菊池 淳哉 弁護士
新潟雇用労働相談センター相談員
新潟県弁護士会副会長 (令和4年度)

15:20 ~ 17:00

☎ 電話による個別相談会

改正法対応や割増賃金について日頃お悩みの方・ご相談がある方は、講師が無料で相談に応じます。当日のテーマ以外についても、ご相談いただけます。
※相談の時間帯を事前に予約することも可能です。詳しくはお問い合わせください。
※当日はセミナー終了後、お電話にて相談対応が可能です。後日お電話いただき個別相談を承ることも可能です。

セミナーのお申込みは、ホームページにて承ります。

(キャンセルされる場合は、セミナー開催日の前日までにご連絡いただきますようお願いいたします)

0120-540-217 FAX.025-378-2164

● 営業時間(月~金):9:00~18:30 ● 休業日:土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29~1/3)

Mail : info@niigata-elcc.jp HP : https://niigata-elcc.jp

HP



Part.1

割増賃金の基礎と 法改正実務対応の徹底解説

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、中小企業における時間外労働に係る割増賃金率の猶予措置が廃止されたため、2023年4月1日から、企業規模が中小企業に該当する企業に対して、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げになります。

Part1では、割増賃金率引き上げのポイントや、時間外労働の考え方、36協定の締結の方法について、わかりやすく解説いたします。

項目

- ・1か月60時間超の時間外労働の割増率
- ・割増賃金の計算方法
- ・36協定の締結と時間外労働の上限規制



講師

塩田 義宣 社会保険労務士
新潟雇用労働相談センター相談員
新潟労働基準監督署総合労働相談員

新潟労働局・総合労働相談員として、新潟労働基準監督署内の相談コーナーに在籍し使用者と働者双方からの相談に対して、解決に向けたアドバイスを行っている。

Part.2

最新判例から学ぶ割増賃金にまつわる トラブルの未然防止

従業員の労働時間を適切に管理し、割増賃金が発生する場合には、それを適時・適切に支払わないと、労使間で無用なトラブルが発生しかねません。長時間労働を抑制し、従業員が健康を保持し働きやすい職場環境を作るという観点からも、労働時間や割増賃金の支払に関する法的ルールを理解することは重要です。

本パートでは、割増賃金の支払対象となる労働時間や割増賃金の計算方法を説明した上で、割増賃金の支払が法的に問題となる場面にについて、関連する裁判例を紹介しながら、解説いたします。

項目

- ・割増賃金の支払対象となる労働時間
- ・割増賃金の計算方法
- ・割増賃金の支払をめぐる法的問題点
(管理監督者の適用除外や固定残業代制など)
- ・関連判例の紹介
- ・雇用指針



講師

菊池 淳哉 弁護士
新潟雇用労働相談センター相談員
新潟県弁護士会副会長(令和4年度)

雇用を巡るトラブルの未然防止について弁護士として多数の相談を受け、さらに代理人として交渉や裁判を通じた解決を行っている。

NIKORO(新潟雇用労働相談センター)とは



働き方に関する不安や疑問を専門スタッフに何度でも無料で相談できる場所です。

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。

新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、各種相談サービスを提供します。新潟雇用労働相談センターでは、農業関連の雇用相談に特に手厚く対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

お申し込みはこちら



お申し込みフォームに必要事項を入力の上、送信ください。

<https://niigata-elcc.jp/seminar/1206/>

※ご記入いただきました情報はセミナーのご案内以外には使用いたしません。

